



システムのアクセス権限設定不備（体制整備の不備）に係る報告徴収への報告について

2024年4月30日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本年実施された電気事業監査^{※1}を契機に、託送供給等業務において知り得た情報を管理している一部システム^{※2}へ東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社および東京電力エナジーパートナー株式会社がアクセスできる状態であること、ならびに非公開情報を閲覧できる状態になっていることを確認し、本年3月28日に電力・ガス取引監視等委員会より報告徴収を受領いたしました（[2024年3月28日お知らせ済み](#)）。

本報告徴収に基づき、本事案に関する事実関係、発生原因および再発防止策などについて取りまとめ、本日、同委員会へ報告しておりますので、お知らせいたします。

本事案は、厳正に管理すべき新電力の顧客情報の漏えいにつながるほか、小売電気事業者間の公正な競争に影響を与えかねないことと重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。

当社は、本事案に関する調査を引き続き進めるとともに、類似事案が発生することのないよう、再発防止策の徹底に努めてまいります。

※1：電気事業監査

電気事業法に基づき、電力・ガス取引監視等委員会にて、毎年、一般送配電事業者に対して業務の監査を行うもの

※2：本事案の対象となるシステム

・お客さま接点サポートシステム（CCSS）

お客さまと東京電力グループの全ての接点業務において、東京電力グループ対応者が各種契約・対応経緯や留意事項をすべて把握したうえで対応できるよう、お客さまに関する情報および接触情報を集約・統合し対応者へ情報提供するためのシステム

・要請対応システム

お客さまから承った東京電力グループに対するご意見・ご要望を東電グループ内担当箇所へ情報連携するとともに、担当箇所の対応状況や結果に関する情報を管理するためのシステム

[別紙：システムのアクセス権限設定不備（体制整備の不備）に係る報告徴収への主な報告内容](#)

以上